

京都議定書をめぐる 最近の動向について

1. COP6再開会合評価と概要 1
2. 内閣総理大臣の談話 4
3. ブエノスアイレス行動計画の実施のための
主要要素（概要） 5
4. 気候変動に関する日米政府間ハイレベル協議
の結果について 9
4. 川口大臣の訪米結果について 11
5. 地球温暖化に関する国際交渉の流れ 12

COP6再開会合評価と概要

平成13年7月30日

日本政府代表団

概要

- 今次閣僚会合において、京都議定書のいわゆる中核的要素に関する基本的合意（ボン合意）が得られ、京都議定書の2002年発効に向けたモメンタムが高まった。吸収源については我が国所要の吸収量が確保され、京都メカニズムについては定量的な活用上限を回避出来た。
- 他方、ボン合意の細則作りの協議においては、途上国問題につき合意が得られたが、他の主要問題（ロシアの吸収源、遵守、京都メカニズム等）に関しては引き続き協議することとなり、COP7での採択を目指すこととなった。

評価

- 政府代表団は、京都議定書の2002年発効を目指し可能な限り多くの合意を目指すとの方針に基づき、合意案形成に最大の努力を尽くした。その結果、吸収源等につき我が国の主張が盛り込まれた合意が出来たことを評価する。
- 我が国は、京都議定書の2002年発効を目指し、COP7までに最終合意を達成すべく、引き続き全力を尽くすとともに、京都議定書の目標を達成するための国内制度に総力で取り組むことが適当と考える。
- 全ての国が一つのルールの下で行動することが重要であり、米国を含めた合意が形成されるよう、日米ハイレベル協議等を通じ、引き続き最大限努力していく必要がある。

(参考1) COP6再開会合閣僚会合での合意(ボン合意)の概要

途上国支援	<p>条約に基づく基金として、特別気候変動基金及び最貧国基金を設置し、京都議定書に基づく基金として、京都議定書適応基金を設置(注:資金の拠出については先進国が政治宣言の形で表明)。</p>
京都メカニズム	<p>①補足性 先進国の削減目標の達成について、京都メカニズムの活用は国内対策に対して補足的であるべきであり、国内対策は、目標達成の重要な要素を構成する(注:定量的な制限は設けない趣旨)。</p> <p>②排出量取引の売りすぎ防止措置 締約国は、排出枠の売りすぎ防止措置のため、予め割り当てられた排出枠の90%又は直近の排出量のうちのどちらか低い方に相当する排出枠を常に留保する必要。</p> <p>③共同実施・CDMにおける原子力の扱い 先進国は、共同実施・CDMのうち原子力により生じた排出枠を目標達成に利用することを控える。</p>
吸収源	<p>森林管理の吸収分については、国ごとに上限を設ける(日本は上限枠が13百万t-C(3.86%)となり、3.7%分が確保される見込み)。また、CDMシンの対象活動として、新規植林及び再植林を認める。</p>
遵守	<p>①削減目標を達成できなかった場合の措置 超過した排出量を、1.3倍に割り増した上で次期排出枠から差し引くなどの措置を課す。</p> <p>②遵守委員会の構成 委員構成は、執行部・促進部各10名。先進国対途上国の構成が4対6となる見込み。また、投票ルールは原則コンセンサス方式であり、コンセンサスでない場合は4分の3以上の賛成が必要。さらに、執行部については、附属書I国(先進国)と非附属書I国(途上国)のそれぞれの過半数が必要。</p> <p>なお、不遵守の結果に法的拘束力を導入するか否かについては、COP/moP第1回会合で決定することとなった。</p>

(参考2) COP6再開会合で合意が得られた細則的事項と
得られていない細則的事項

<p>交渉が完了、包括的合意が成立しており、COP7において法的文書が採択される予定の事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 能力育成 (途上国) ② 能力育成 (経済移行国) ③ 資金メカニズムに関する追加的ガイダンス ④ 条約上の資金拠出 ⑤ 議定書上の資金拠出 ⑥ 技術移転・開発 ⑦ 温暖化の悪影響及び対策の実施による影響への対処 ⑧ 対策の実施による悪影響の最小化 ⑨ シングル・プロジェクト (アイスランド等排出量の少ない国の事業に関する特別な扱い) ⑩ AIJ (共同実施活動)
<p>交渉が進捗したが、包括的合意は未完成であり、COP7において議論の上、法的文書の採択を目指す事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 吸収源 ② 京都メカニズム ③ 遵守 ④ 議定書第5条、第7条、第8条 (排出量及び政策措置の報告、審査等) ⑤ 政策及び措置

内閣総理大臣の談話

平成13年7月23日

我が国は、京都会議の議長国として京都議定書の2002年発効を目指し、COP6再開会合においては可能な限り多くの合意を目指すとの方針に基づき、合意案形成に最大限の努力を尽くしました。その結果、ブロンク議長の下でいわゆる中核的な要素に関する基本的な合意が得られたことを歓迎します。

京都議定書を実施するための規則や具体的数字を決める細部の作業は依然残されており、今後の交渉にゆだねられています。我が国としては、京都議定書の2002年発効を目指して、COP7までに最終合意を達成すべく、引き続き全力を尽くす考えです。また、京都議定書の目標を達成するための国内制度に総力で取り組みます。

全ての国が一つのルールの下で行動することが重要です。米国を含めた合意が形成されるように、日米ハイレベル協議等を通じ、米国の建設的な対応を求めるとともに、引き続き最大限努力していきます。

ブエノスアイレス行動計画の実施のための主要要素(概要)
(COP6 決定)

1. 途上国支援

(1) 資金供与

① 枠組条約下の資金供与

- ・ 政治宣言により、十分な資金供与にコミットすることに合意。その貢献は毎年報告し、レビューを行う。
- ・ 以下の基金の設立に合意。

・特別気候変動基金 (Special Climate Change Fund)

適応措置、技術移転、エネルギー、輸送、産業、農業、森林、廃棄物管理及び途上国の経済多様化を支援するための基金として設立。

・最貧国基金 (least developed countries fund)

国別適応行動計画等の最貧国向け作業計画を支援する基金として設立。

② 京都議定書下の資金供与

- ・ 以下の基金の設立に合意。

・京都議定書適応基金 (adaptation fund)

途上国における適応措置の支援を目的として設立。議定書を締結する意志のある附属書 I 国が CDM の収益の一部及びその他の資金提供を自主的に行う。

(2) 技術移転

- ・ 緩和及び適応技術、技術評価、IT 等の分野の専門家からなる「技術移転に関する専門家グループ」を設立。

(3) 気候変動の悪影響及び対応措置の実施による影響への対処

- ・ 気候変動の悪影響及び対応措置の実施による影響に関する特定の活動への支援を、地球環境ファシリティ(GEF)、特別気候変動基金、二国間・多国間の支援策を通じて行う。
- ・ 附属書 I 国による排出削減措置の途上国への影響を最小化する努力を行う際には、すべての温室効果ガス排出部門における市場の不完全性、財政的措置、内国税及び関税の免除並びに補助金の漸進的削減又は段階的廃止、経済多様化への支援等を優先すべきことに合意。

2. 京都メカニズム

(1) 補足性

- ・ 京都メカニズムの利用は国内行動に対し補足的であり、従って、国内行動が数値目標の達成のための努力の重要な要素(significant element)でなければならない。

(2) クリーン開発メカニズム(CDM)及び共同実施における原子力の扱い

- ・ 附属書 I 国は、原子力施設から生じた排出枠を数値目標の達成に用いることを控える。

(3) 排出割当量の売りすぎによる目標不遵守の防止策

- ・ 各附属書 I 国は、①排出割当量の90%、又は②直前に審査された排出目録の5倍のうち、どちらか少ない量を下回らないよう、約束期間リザーブを保持しなければならない。

3. 吸収源

(1) 第3条4(追加的吸収源活動)

- ・ 締約国は、第1約束期間において、「森林経営」、「農地管理」、「放牧地管理」及び「植生回復」のうちから、計上する活動を選択できる。
- ・ 第1約束期間に限り、次の計上ルールを適用する。
 - ①農業関連活動(農地管理、放牧地管理、植生回復)については、基準年と第1約束期間で、ネット・ネットで計算する。
 - ②第3条3が排出になる国は、排出分を相殺するまで第3条4による森林経営のクレジットを割引なしで認める。(上限820万トンC/年)
 - ③各国ごとの第3条4による森林経営のクレジットのうち、②の残り及び共同実施の合計は、別表の値を超えてはならない。

(2) 土地利用、土地利用変化及び林業(LULUCF)に係るCDM

- ・ LULUCF-CDMによるクレジットは、第一約束期間においては各国の基準年排出量の1%を超えてはならない。
- ・ LULUCF-CDMの対象活動は、新規植林及び再植林に限定する。

4. 遵守

(1) 遵守委員会の促進部による不遵守の回避、遵守の促進のための早期警告、助言制度の導入

対象: 3条1項の数値目標達成、排出目録等の京都議定書の各種報告義務等

(2) 数値目標の不遵守の結果

- ・ 超過排出量の 1.3 倍にあたる排出枠を次期排出枠から差し引く
- ・ 次期約束期間の数値目標達成のための遵守行動計画の策定
- ・ 排出枠の移転の停止

(3) 遵守委員会執行部の権限

- ・ 以下の事項についての不遵守を決定。
排出数値目標、排出目録等の各種報告義務等、京都メカニズムの参加要件

(4) 遵守委員会の構成

① 委員構成(執行部、促進部、各10名)

国連5地域及び小島嶼国から各1名、附属書I国から2名、非附属I国から2名

② 投票ルール

原則コンセンサス方式。コンセンサスでない場合は4分の3以上の賛成。さらに執行部については、附属書I国と非附属書I国のそれぞれの過半数が必要。

(5) 遵守制度の採択方法

① 遵守制度に関し、今回特定した内容については、COP6で採択。

② 京都議定書第18条の規定による遵守制度を議定書の第1回締約国会合において採択することを勧告。

(別表)

国名	M t C/年	国名	M t C/年
オーストラリア	0.00	リトアニア	0.28
オーストリア	0.63	ルクセンブルグ	0.01
ベルギー	0.03	モナコ	0.00
ブルガリア	0.37	オランダ	0.01
カナダ	12.00	ニュージーランド	0.20
チェコ	0.32	ノルウェー	0.40
デンマーク	0.05	ポーランド	0.82
エストニア	0.10	ポルトガル	0.22
フィンランド	0.16	ルーマニア	1.10
フランス	0.88	ロシア	17.63
ドイツ	1.24	スロバキア	0.50
ギリシャ	0.09	スロベニア	0.36
ハンガリー	0.29	スペイン	0.67
アイスランド	0.00	スウェーデン	0.58
アイルランド	0.05	スイス	0.50
イタリア	0.18	ウクライナ	1.11
日本	13.00	英国	0.37
ラトビア	0.34	米国	
リヒテンシュタイン	0.01		

(注) 米国については、本表の作成に参加していないため空欄としている。米国の値は約28Mt C/年と推定される。

気候変動に関する日米政府間ハイレベル協議の結果について

平成13年7月16日(月)

環境省地球環境局

- 1 7月13日11時30分～13時40分、大統領府において、気候変動に関する日米政府間ハイレベル協議が開催された。
- 2 我が国からは、川口環境大臣、朝海外務省地球環境問題等担当大使、浜中環境省地球環境審議官、日下経済産業省産業技術環境局長他が出席し、米国からは、ハーバード大統領経済諮問委員会(CEA)委員長、コノートン環境評議会(CEQ)議長、ドブリアンスキー国務次官、フィッシャー環境保護庁副長官、ライス大統領補佐官(昼頃にあいさつのため出席)等が出席した。
- 3 米国側は、本問題に関する日本のリーダーシップを高く評価した。
特に、ライス大統領補佐官から、「小泉総理のステーツマンシップとイニシアティブを高く評価している、日米首脳会談で両国がこの問題で協力することの重要性を指摘するなど積極的な役割を果たされた。ジェノアのサミットでまたお会いすることを楽しみにしている」とのブッシュ大統領からの伝言を託された。
- 4 今回の協議は、先般の日米首脳会議での京都議定書に関する議論を踏まえ、日米双方が共通の基盤及び気候変動に関する共通の行動の領域を探求することを目的に開催されたものであり、日米双方で率直で建設的な議論が行われた。
- 5 川口環境大臣からは、以下の諸点を米国側に伝えた。
 - (1) 日本として京都議定書が重要であること。
 - (2) 実効ある地球温暖化対策を進めるためには、全ての国が一つのルールの下で行動することが重要であり、京都議定書の「精神」を尊重するような国際合意を追求すべきであること。

(3) 米国の重視する市場メカニズムの活用を図るとともに、他の国際条約の先例となり得るとの観点から、COP6再開会合で行われる京都メカニズムの運用ルールや遵守制度等の議論に米国も積極的に参加すべきこと。

(4) 環境にとって重要な年である2002年を控えて、早急に協議の成果をあげる必要があること。

6 日米双方の共通の基盤及び気候変動に関する共通の行動の領域を探求する最初のステップとして、今後、以下の3つのテーマについて日米双方で協議を進めていくこととなった。

①気候変動に係る科学技術（科学、対策技術、予測モデル）

②途上国の能力育成

③温室効果ガス削減のための市場メカニズムの活用

(注) 上記の3つのテーマについて、7月中に日米双方の代表者を通報することとなった。

7 日米双方が、COP6再開会合に建設的に参加することを再確認した。

8 次回の協議は、9月末から10月初めを目途に開催することとなった。

(以上)

川口環境大臣の訪米結果について

平成13年9月 環境省

1. 川口環境大臣は、9月4日よりニューヨーク及びワシントン
を訪問し、米国政府関係者等と会談した。(浜中地球環境審議官
他同行)
2. ワシントンでは、政府関係者として、ホイトマンEPA長
官、ハバードCEA委員長、リンゼー経済担当大統領補佐官、コ
ノートンCEQ議長、ドブリアンスキー国務次官、議会関係者と
して、共和党のヘーゲル議員及び民主党のリーバーマン議員と会
談した。
3. 川口大臣からは、ボン会合を踏まえた日本の対応としては、
以下の3点を説明した。
 - ① 京都議定書の2002年発効を目指し、COP7において最
終合意を達成すべく引き続き全力を尽くすこと。
 - ② 京都議定書の目標を達成するための国内制度に総力で取り組
むこと。
 - ③ 全ての国が一つのルールの下で行動することが重要であり、
米国を含めた合意が形成されるよう、引き続き最大限努力する
こと。
4. 更に、米国に対して、COP7において、最終合意を目指す
との国際的モメンタムが高まっている中で、米国の提案を活かす
ためにはCOP7よりも前に具体的な提案を示すことが重要で
ある旨を指摘した。
5. 米国は引き続き閣僚レベルでの政策レビューを精力的に進め
ており、議会及びシンクタンク等においても国際的枠組みに参加
するための検討が熱心に行われている。しかし、具体的な提案の
内容、時期について、米国内の諸事情を踏まえ、どのような判断
が今後なされるのか、明らかではない。

地球温暖化に関する国際交渉の流れ（COP3以降）

